

議案第65号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健福祉部の表5の項事務の欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項の(1)中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同項の(2)中「第10条第5項」を「第6条第3項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同項の(3)中「第10条第6項」を「第7条第3項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

大麻取締法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。